

報告第7号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成27年9月8日提出

天理市長 並 河 健

専決第7号

専 決 処 分 書

平成26年9月14日午前7時30分頃大阪府泉南郡岬町淡輪1137番地の1の店舗  
駐車場で発生した車両接触による人身事故に関し、被害者との間に下記損害  
賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和  
47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により、専決処分する。

平成27年7月21日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 888,691円